

池田市中間検査の告示の概要(対象建築物、指定工程)

建築基準法第7条の3第1項第1号の規定により、3階建て以上の共同住宅が中間検査の対象となりました。(平成19年6月20日施行)

それ以外に池田市では、同法第1項第2号の規定により、下記の間接検査を指定しています。

＝ 平成19年6月20日から、計画通知についても中間検査の対象となります ＝

■ 対象となる建築物(確認申請・計画通知)

用途	構造	規模
住宅 (長屋、共同住宅、兼用住宅、寄宿舎、下宿を含む。)	全ての構造	申請部分の床面積の合計が50㎡超
住宅以外の建築物	全ての構造	申請部分が3階以上
		申請部分の床面積の合計が300㎡超

■ 基礎工事の特定工程

用途	構造	規模	特定工程
住宅 及び 住宅以外の 建築物	木造	3階以上	基礎の配筋工事
		延べ面積500㎡超	
		高さ13m超又は軒の高さ9m超	
	上記以外の構造(型式適合認定、型式部材等製造者認証による構造等を除く)	2階以上	
		延べ面積200㎡超	

■ 建方工事の特定工程

用途	構造	規模	特定工程
住宅 及び 住宅以外の 建築物	木造	対象となる建築物全て	屋根の小屋根の工事
	鉄筋コンクリート造		2階の床及びこれを支持するはり(平家については、屋根床版)の配筋工事(配筋工事を現場で施工しないものについては、2階のはり及び床版の取付け工事)
			2階の床版の取付け工事(平家については、建方工事)
	鉄骨造		2階の床及びこれを支持するはりの配筋工事
	鉄骨鉄筋コンクリート造		屋根の工事
	その他の構造		該当する構造の区分に応じた特定工程のうち、最も早く施工する工事(主要構造部の一部を木造とした場合については、最も遅く施工する工事)
2以上の構造の区分にわたる構造			

■ 問い合わせ先

池田市 都市整備部 審査指導課
電話 072-754-6339

2007.06.20